

市民福祉総合政策学識者会議の設置について

1 設置目的

尼崎市では、福祉分野別計画を策定し、対象者ごとの制度整備に努めてきましたが、公的なサービスだけでは対応できない多様な生活課題や、個人や世帯の多様化・複合化する課題に対応していくためには、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることのできる環境整備や公的福祉サービスを中心とした包括的な相談支援体制などが必要とされています。

また、平成29年6月に改正された社会福祉法においても、地域共生社会の実現といった考えのもとで市町村が地域生活課題の解決に資する様々な分野との包括的な相談支援体制の整備に努めることや、これを促進する観点から市町村地域福祉計画を各分野別計画の基盤となる計画として位置付けるなど、これまで以上に地域の実情に応じた取組が求められています。

これらに対応するためには、尼崎市の福祉分野別計画間の連携をより一層進め、個々の福祉施策の有機的な連携を図るとともに、市の自治のまちづくりに向けた様々な施策とも総合した福祉政策等の調査審議が必要となるため、尼崎市社会保障審議会の所掌事項を分掌した小委員会として「市民福祉総合政策学識者会議」を設置します。

(尼崎市社会保障審議会規則抜粋)

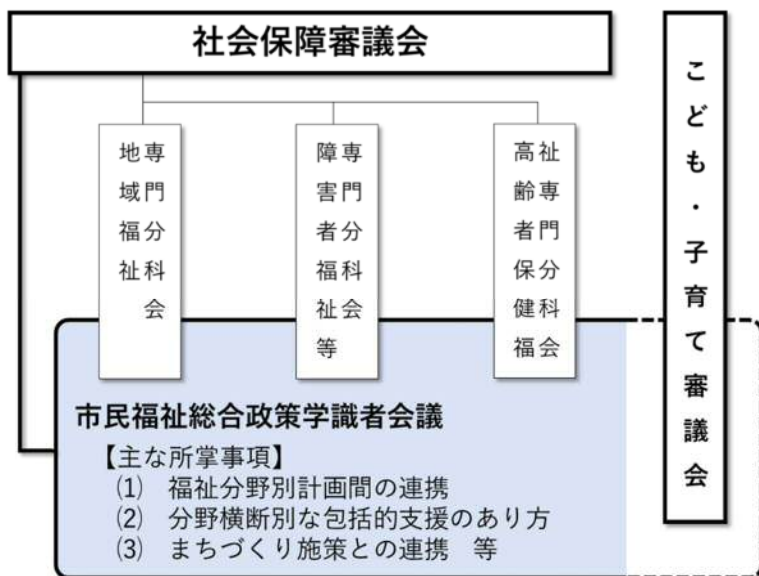
(小委員会)
第 10 条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、小委員会を置くことができる。
2～5 略

2 設置時期等

- (1) 設置時期 2019年 4 月～
- (2) 委員数 7 人以内

3 市民福祉総合政策学識者会議の位置付け

尼崎市社会保障審議会規則第 10 条第 1 項に基づく小委員会として設置し、その調査審議内容については、社会保障審議会に報告を行います。



4 市民福祉総合政策学識者会議の委員について

尼崎市社会保障審議会規則第10条第4項に基づき、社会保障審議会委員長が市民福祉総合政策学識者会議の座長となります。

また、同規則第10条第2項に基づき、小委員会は社会保障審議会委員長が指名する委員で組織することとなっているため、委員長が指名する委員には、国の動向や他自治体の先進的な取組等を把握し、各福祉分野計画を所管する各専門分科会等に参画する次の学識経験者とします。

【表1】委員一覧表

(敬称略・五十音順)

No.	氏名	役職名	所属分科会名	備考
1	伊藤 嘉余子	大阪府立大学 教授	こども・子育て審議会委員 地域福祉専門分科会委員	
2	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長	社会保障審議会委員 地域福祉専門分科会委員	
3	奥西 栄介	福井県立大学 教授	社会保障審議会委員 高齢者保健福祉専門分科会会長	
4	木下 隆志	芦屋学園短期大学 教授	地域福祉専門分科会専門委員 障害者福祉等専門分科会専門委員	
5	前田 崇博	大阪城南女子短期大学 教授	社会保障審議会委員 地域福祉専門分科会委員	
6	松澤 賢治	元流通科学大学 教授	社会保障審議会副委員長 地域福祉専門分科会副会長	副座長
7	松原 一郎	関西大学 教授	社会保障審議会委員長 地域福祉専門分科会会長	座長

(尼崎市社会保障審議会規則抜粋)

<p>(小委員会) 第10条 略 2 小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。 3 前項の委員のほか、小委員会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。 4 小委員会に座長及び副座長を置き、座長は委員長をもって充て、副座長は小委員会に属する委員(特別委員を含む。)のうちから委員長が指名する。 5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、小委員会について準用する。 (平27規則18・旧第8条繰下・一部改正)</p>

5 スケジュール

2019年5月以降、複数回の開催を予定。

以上